

【予備審査制について（平成12年3月31日蔵関第251号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
予備審査制について	予備審査制について
<p>予備審査制（関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによられたい。</p>	<p>予備審査制（関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによられたい。</p>
記	記
1～3 (省略)	1～3 (同左)
4 輸入申告	4 輸入申告
<p>(1) 輸入申告への切替え</p> <p>予備申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができることとなった時期以後に、予備申告書を提出した官署の通関部門に<u>申し出ること</u>によりその意思表示を行い、原則として予備申告書の申告年月日欄の右横余白に<u>申出を受けた職員が受理印を押なつすこと</u>により、当該予備申告書を輸入（納税）申告書又は輸入（引取）申告書（以下、単に「輸入申告書」という。）として取り扱うものとする。</p> <p>なお、前記2(1)ただし書の規定により予備申告の際に書類の提出又は予備申告書の記載事項の記載の省略を認めた場合にあっては、当該書類が提出されていること又は当該記載事項が記載されていることの確認を行った後、当該予備申告書を輸入申告書として取り扱うものとする。</p>	<p>(1) 輸入申告への切替え</p> <p>予備申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができることとなった時期以後に、予備申告書を提出した官署の通関部門に<u>申し出こと</u>により<u>予備申告書の申告年月日欄の右横余白に押なつすこと</u>により輸入申告の意思表示を行い、当該予備申告書を輸入（納税）申告書又は輸入（引取）申告書（以下、単に「輸入申告書」という。）として取り扱うものとする。</p> <p>なお、前記2(1)ただし書の規定により予備申告の際に書類の提出又は予備申告書の記載事項の記載の省略を認めた場合にあっては、当該書類が提出されていること又は当該記載事項が記載されていることの確認を行った後、当該予備申告書を輸入申告書として取り扱うものとする。</p>
(2) 輸入申告書の処理	(2) 輸入申告書の処理
<p>上記(1)により予備申告から輸入申告に切り替わったときは、受付管理事務を担当する者は、書類審査又は検査が終了していることを確認した後、輸入申告書を収納課（収納課が設置されていない官署にあっては収納担当部門。以下同じ。）に回付するものとする（書類審査又は検査が終了していないものについては、所要の書類審査又は検査を行った後に当該輸入申告書を収納課に回付するものとする。）。</p>	<p>上記(1)により予備申告から輸入申告に切り替わったときは、受付管理事務を担当する者は、<u>輸入申告書の受理欄に受理印を押なつのうえ</u>、書類審査又は検査が終了していることを確認した後、輸入申告書を収納課（収納課が設置されていない官署にあっては収納担当部門。以下同じ。）に回付するものとする（書類審査又は検査が終了していないものについては、所要の書類審査又は検査を行った後に当該輸入申告書を収納課に回付するものとする。）。</p>

新旧対照表

【予備審査制について（平成12年3月31日蔵閣第251号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
5及び6 (省略)	5及び6 (同左)